

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

高知県公安委員会告示	ページ
○警備員指導教育責任者講習の実施	1
○警備員等に係る検定の実施(2件)	1

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第3号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和8年3月10日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号業務」という。)
 - (2) 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)
 - (3) 実施期日
ア 新規取得講習
令和8年5月19日(火)から同月27日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間
イ 追加取得講習
令和8年5月25日(月)から同月27日までの3日間
 - (4) 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの

- 種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - (1) 新規取得講習 25人
 - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
 - (1) 新規取得講習
受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 追加取得講習
受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)に該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
 - (1) 受講希望の事前申込方法
ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。
イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。
ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
 - (2) 事前申込みの受付期間
ア 令和8年4月13日(月)及び14日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。
イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
 - (3) 受講予定者の確定方法
ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和8年4月15日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
- 5 受講申込手続
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。
なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
 - (1) 受講申込書等の提出期間
ア e-Gov電子申請(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)を利用する方法により提出する場合
令和8年4月20日(月)午前9時から同月22日(水)午後4時まで
イ 直接提出する場合

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

- 令和8年4月20日から同月22日までの午前9時から午後4時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)
 - (2) 受講申込書等を直接提出する場合の提出場所等
 - ア 提出場所
高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
 - イ 提出方法
受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。
なお、郵送又は代理人による提出は、受け付けない。
 - (3) 提出書類
 - ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの)。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とする。
 - イ 4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの受講申込書を提出する際に当該書面及び履歴書を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。
 - ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの受講申込書を提出する際に当該資格者証等の写しを添付した場合は、別途の提出は、不要とする。
 - 6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法
講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により受講申込書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、5(2)アの提出場所において納付すること。
なお、納付された受講手数料は、返還しない。
 - 7 講習の委託
講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。
 - 8 講習に関する問い合わせ先
 - (1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)
 - (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3024)又は県内の各警察署警備業担当係
- 高知県公安委員会告示第4号**
警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警

<p>備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。</p> <p>令和8年3月10日 高知県公安委員会委員長 前田 みか</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 施設警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 令和8年6月10日（水）午前9時 (2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 (1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。 エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 (2) 実技試験 ア 警備業務対象施設における保安に関すること。 イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。 (1) 検定の申請の受付期間 ア e-Gov電子申請（https://shinsei.e-gov.go.jp/）を利用する方法により提出する場合 令和8年4月20日（月）午前9時から同月24日（金）午後4時まで イ 直接提出する場合 令和8年4月20日から同月24日までの午前9時から午後4時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。） (2) 検定申請書等を直接提出する場合の提出場所等</p>	<p>検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とする。 イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあっては住所を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあっては当該営業所に属することを疎明する書面。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの検定申請書を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。 ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの検定申請書を提出する際に写真を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、7のただし書の時期及び場所において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法等 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、6(2)の提出場所において納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受検票</p>	<p>イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要な。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3024）又は県内の各警察署警備係担当係 高知県公安委員会告示第5号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和8年3月10日 高知県公安委員会委員長 前田 みか</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 雑踏警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 令和8年6月30日（火）午前9時 (2) 検定の実施場所 香川県高松市郷東町587番地1 地域職業訓練センター</p> <p>3 検定の実施予定人員 10人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 (1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 雑踏の整理に関すること。 エ 雑踏警備業務の管理に関すること。 オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 (2) 実技試験 ア 雑踏の整理に関すること。 イ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続</p>
--	---	--

<p>検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間</p> <p>ア e-Gov電子申請 (https://shinsei.e-gov.go.jp/) を利用する方法により提出する場合 令和8年5月18日（月）午前9時から同月22日（金）午後4時まで</p> <p>イ 直接提出する場合 令和8年5月18日から同月22日までの午前9時から午後4時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）</p> <p>(2) 検定申請書等を直接提出する場合の提出場所等 検定申請書等は、県内に住所を有する者にとっては住所地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にとってはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>ア 検定申請書。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とする。</p> <p>イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあっては住所地を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあっては当該営業所に属することを疎明する書面。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの検定申請書を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。</p> <p>ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの検定申請書を提出する際に写真を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、7のただし書の時期及び場所において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の</p>	<p>額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、6(2)の提出場所において納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。</p> <p>(2) 持参品</p> <p>ア 受検票</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽</p> <p>エ 雨着（雨天時に使用する。）</p> <p>オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 その他 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。</p> <p>10 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p>	
--	---	--